

8. 生徒心得

1 基本的な心得

- (1) 制服は学校指定のものを着用し、常に生徒としての本分を忘れず身だしなみをきちんとし、学習に励み、心身の健康増進に努めよう。
- (2) 自由でのびのびとした生活を通して自主性を養い、規律正しい人間になれるように努めよう。
- (3) 校内外を問わず公共物を大切にし、常に環境の美化に努めよう。
- (4) 毎日必ず予習しよう。
- (5) 時間を大切にし、進んで学習しよう。
- (6) 敬愛と友愛の心で明るく挨拶しよう。
- (7) 視野を広げ、努力して国際化に対応しよう。
- (8) 本校生徒としての自覚と誇りを持って行動しよう。

2 校内生活の心得

- (1) 7時30分の授業に間に合うように登校しよう。
- (2) 下校時間は次の通りとする。
 - ① 夏期（4月～10月）・・・・・・午後7時
 - ② 冬期（11月～3月）・・・・・・午後6時30分
- (3) 定期考査一週間前から考査期間中は部活動を禁止する。
- (4) 校時中は許可なくして校外外出を禁止する。
- (5) 全生徒、弁当を持参しよう。
- (6) 欠席する場合は保護者の署名捺印の上、欠席届を担任に提出する。緊急な場合には電話等で連絡し後で欠席届を提出する。
- (7) 早退するときは所定の用紙で早退届を提出する。
- (8) 自転車での通学は許可証を得ること。
- (9) 校時中の携帯電話の使用を禁止する。

3 校外生活の心得

- (1) 車両運転を全面的に禁止する。
- (2) 諸会合、旅行、ピクニック、クラス会等への参加は父母の承諾を得、学校に届け出て学校長の許可を得る。
- (3) 夜間外出はできるだけ避ける。
- (4) 未成年者立ち入り禁止の場所への出入りを禁ずる。
- (5) 下宿、間借り生は届け出る。
- (6) 合宿について
 - ① 2泊3日以内とし、部顧問の引率のもとに行う。
 - ② 参加する全員の「保護者承諾書」及び練習計画書を作成する。
 - ③ 合宿の場所を明記し、安全計画を立案する。
 - ④ 上記書類を添付し、生徒指導部を通して校長の許可を得て実施する。

(7) キャンプについて

- ① 1泊2日以内とし、必ず保護者が引率するものとする。
- ② 参加者全員の「保護者承諾書」及び全日程計画書を作成する。
- ③ 引率は生徒10人につき1人以上の割とする。
- ④ 上記、②③を作成し、学校長に届け出る。

(8) 遠足について

- ① 原則として学級担任（副担任）、クラブ又は部顧問、その他教諭の引率のもとに行う。
- ② 引率教諭のいない場合は、保護者の責任のもとで行う。
- ③ 生徒指導部を通し、学校長に届け出る。

4 身なりについて

- (1) 夏季服は原則として5月1日から10月31日までとする。
冬季服は原則として11月1日から4月30日までとする。
男子 ・上衣シャツは半袖・長袖夏服兼用とする。
・上衣・ズボンは学校指定のブレザー型とする。
・ネクタイは学校指定のストライプ型とする。
女子 ・上衣シャツは半袖・長袖夏服兼用とする。
・上衣・スカートは学校指定のブレザー型とする。
・リボンは学校指定のリボン型とする。

5 服装、容儀について

- (1) ノーネクタイ・ノーリボン・茶髪（染髪）・パーマ・マニキュア・ピアス・イヤリング・カラーリップ等は一切禁止とし、指導徹底する。
- (2) 上着はズボン・スカートの中に入れ、外に出さない。
- (3) 校舎内でのジャージの着用は認めない（夏季に寒い時は冬服のブレザーを着用のこと）。

6 その他

- (1) 教室・廊下での指定外のスリッパ（特に体育館シューズ）の使用は禁止する。
- (2) 教室内での飲食物の片付け指導を徹底する。
- (3) 校時中（登校時～下校時まで）の携帯電話の使用を禁止する。

※ 上記の件に関しては、平成11年5月20日の職員会議にて承認され、指導徹底が決議された。

7 球陽高等学校制服



冬服

夏服